

議案第 47 号

市道路線の変更について

道路法第 10 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり変更する。

平成 28 年 6 月 3 日提出

亀山市長 櫻井 義之

変更路線

認定番号	路線名		起点	終点	摘要
30101	和賀白川線	変更前	亀山市野村町字清谷 1658 番 1 地先	亀山市住山町字下古野 2 番地先	道路改良のための終点変更
		変更後	亀山市野村町字清谷 1658 番 1 地先	亀山市住山町字うとう谷 430 番 18 地先	

提案理由

市道路線の変更について、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。